

5、住所地特例対象者の取り扱い

住所地特例対象者に対する介護予防支援および介護予防ケアマネジメントは、平成 27 年 4 月以降、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター*）が行うことになっています。

○利用者が介護保険給付を希望（必要である）場合

- 1) 保険者市町村（A 市）に利用者が認定申請
- 2) 利用者はうるま市地域包括支援センター窓口にて介護予防支援の契約・介護予防サービス計画作成依頼（変更）の届出を行う
- 3) うるま市地域包括支援センターより保険者市町村へ介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出、保険証を保険者市町村（A 市）に提出
- 4) 保険者市町村（A 市）より被保険者証の発行・利用者へ郵送

○利用者が総合事業サービスを希望（必要である）場合

- 1) うるま市包括支援センターにて申請。基本チェックリストにて該当か否かを確認
- 2) 利用者はうるま市地域包括支援センターにて介護予防支援の契約・介護予防サービス計画作成依頼（変更）の届出を行う
- 3) うるま市地域包括支援センターより保険者市町村へ介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出、保険証を保険者市町村（A 市）に提出
- 4) 保険者市町村（A 市）より被保険者証の発行・利用者へ郵送